

# ティーチング・ポートフォリオ



(LGBTの権利・立場の向上をめざすレインボー・プライド運動において多様性を象徴する虹色フラッグ)

第16回 佐賀大学ティーチング・ポートフォリオ・ワークショップ

2017年03月09日(木)～11日(土)／由布院「福岡工業大学(FIT)セミナーハウス」

佐賀大学 教育学部

吉岡剛彦

(yoshiota@cc.saga-u.ac.jp)

## 目次

1. 教育の責任	02
1.1 学部生向けの授業	02
1.2 大学院向けの授業	02
1.3 そのほかの教育活動	03
2. 教育の理念	03
2.1 総論:「公平・公正な社会づくり」の一助となりうるための「立憲主義的リテラシー」	03
2.2 各論:他者の痛みにも共感し、不当な扱いに抵抗し、法を使いこなす力	04
3. 教育の方法	04
3.1 講義科目について	04
3.2 演習科目について	05
3.3 その他の実践	05
4. 教育を改善するための努力	06
4.1 他の同僚教員と協働で行なっていること	06
4.2 個人として行なっていること	06
5. 教育の成果・評価	07
5.1 卒業論文・レポート	07
5.2 学生授業評価アンケート	07
5.3 地域社会に対する働きかけ	08
6. 今後の目標	09
6.1 短期的な目標	09
6.2 長期的な目標	09
7. 添付資料・参考資料	10

■表紙写真「LGBTの権利・立場の向上をめざすレインボー・プライド運動において多様性を象徴する虹色フラッグ」:LGBTとは、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の総称である。性的少数者とは、性別に関して多数派とは異なる特性をもつ人びとである。LGBTは、同性をも性愛対象とするレズビアン(L)やゲイ(G)、バイセクシュアル(B)の人たちや、身体的な(戸籍上の)性別に対する違和感があり、性自認(心の性別)に従って暮らしたいと考えるトランス・ジェンダー(T)の人たちをいう。しかし、性的少数者は、これらのタイプのみには限られない。LGBT以外にも、性染色体の変異や胎児期から出生後(第一次・第二次性徴)にかけての性分化過程の不全等により、身体レベルにおいて男女双方の性的特徴を併有するなど中間的な性別をもつインターセックス(I)の人たちもいる。さらに、みずからの性自認や性的指向において「迷い」をかかえて模索しているクエスチョニング(Q)、男女いずれか一方のみに性別を限定しようとする考え方(性別二元論)への抵抗感から自分固有の「性別」を大事にするXジェンダー、恒常的に恋愛感情や性的欲求をもたないアセクシュアル(A)など、多様なタイプが存在することにも注意を払う必要がある。レインボーフラッグは、各人がそれぞれ「自分らしい、色で暮らしていける多様性(ダイバーシティ)のある社会を目指そう」というメッセージを表わす旗である。

\*画像引用元:<http://www.care2.com/causes/what-does-the-rainbow-pride-flag-really-mean.html>

## 1. 教育の責任

私の本学(佐賀大学)における所属先は、教育学部・学校教育課程・小中連携教育コース・社会科である。小中学校間の円滑な接続を意識しつつ、小学校と中学校社会科の教育職員免許を取得することをめざす学生たちを教育・支援すること(教員養成)が役割となる。社会科教育の目的は、一般に「市民的資質の涵養」などと説明されている。私の専門分野は「法律学」であることから、社会科「公民分野」の教科内容を講ずる授業をおもに担当することになる。

なお、現在の所属学部(教育学部)は、大学の組織改編によって今年度(2016年度)に誕生したばかりである。以前の所属先は、文化教育学部・国際文化課程・欧米文化選修であり、現在も学部再編前の上級生が在学していることから、こちらの併任という立場でもある。本選修は、おもに欧米の文化・社会について学びながら、異文化間対話の方法—異なる他者の文化(価値観)に対する理解や寛容の作法や、文化間の(異なる価値観どうしの)衝突や軋轢を調整する技能—を学生たちに習得してもらうことを目的としている。専門分野「法律学」の立場から私は、人権侵害や生命倫理に関わる現代的なトピックを扱うなかで、それらに対応する欧米と日本の法制度の違いや、その違いを生み出す文化的・社会的背景について講じてきた。

### 1.1 学部生向けの授業(オムニバスを除く) [⇒添付資料(1)オンラインシラバス]

科目名	対象学生 受講数	種別 期間	開講年度	概要
大学入門科目 I・II (G1110001, G1120001)	学部 1年 12-13人	教養・必修 演習 半期・通年	2005年度 より隔年	新入生向けの少人数授業として、大学生生活に必要な事柄について説明・案内し、ゼミナールの練習としてテキスト講読を行なう。まず大学生生活に慣れること、報告や討論を通じたコミュニケーション・プレゼンテーション能力の習得が目的。
男女共同参画 とジェンダー I (G1426001)	全学 2年 50-60人	教養・選必 講義・演習 半期	2014年度 前期～	受講者が、講義やグループでの討議・調査発表などを通じて、ジェンダー(男女の性別を理由として生き方を枠づける思考・風習・規範)を批判的に察知しうる感受性を涵養する。
現代欧米の法 と政治 I (16515000)	学部 1-4年 20-80人	専門・選択 講義 半期	2004年度 前期～	この数年は、学期全体のテーマを「(戦争)をめぐる法と政治」と定め、戦後の日本とドイツにおける戦争責任論、日本国憲法9条(平和主義・自衛隊・米軍基地)を取り上げて講義している。
現代欧米の法 と政治 II (18251000)	学部 1-4年 20-100人	専門・選択 講義 半期	2014- 2016年度 後期	この数年は、学期全体のテーマを「(いのち)をめぐる法と政治」と定め、妊娠中絶や生殖補助医療、出生前診断、安楽死・尊厳死、死刑制度や食肉生産(屠畜)を取り上げて講義している。
法学要論 (18300000)	学部 2-4年 50-90人	専門・選択 講義 半期	2007年度 前期～	法律学の入門編として、法と道徳の異同、交通事故、ジェンダーなど、社会諸問題に対する法(法制度)の対応や、そうした法の基本的な考え方や仕組みを講ずる。
法学演習 I (18310000)	学部 3-4年 15-30人	専門・選択 演習 半期	2004年度 前期～	本演習では(法)社会学のテキストを教科書として用いて、担当学生の内容報告をもとに、現代社会のさまざまなテーマを取り上げながら、参加者間で自由に質疑や討論を行なう。
法学演習 II (18320000)	学部 3-4年 10-20人	専門・選択 演習 半期	2004年度 後期～	本演習では 2016 年度より、「新聞」を考察・討論の素材として用いながら、国内外の(法的)問題を報ずる記事を用いて担当学生が内容説明・問題提起を行ない、他の参加者と共に討議する。

### 1.2 大学院向けの授業 [⇒添付資料(1)オンラインシラバス]

科目名	対象学生 受講数	種別 期間	開講年度	概要
法律学特論 A I (48223100)	教育学 全 3-6人	選択 演習 半期	2007年度 前期～	法律学のテキストを用いて、憲法・民法・刑法など諸法の基礎を講ずるとともに「法的思考」(リーガル・マインド)の本質を考える。
法律学特論 A I	教育学 全	選択 演習	2007年度 後期～	法哲学のテキストを用いて、現代正義論、応用倫理、生命・環境倫理、公共性論といったテーマを取り上げながら、現在と将来の

(48223200)	3-6人	半期		法・倫理・正義の在り方を探究する。
法律学 特別演習A (48225100)	教育学 全 3-6人	選択 演習 通年	2007年度 後期～	法哲学・法思想・社会哲学等に関する邦語ないしは洋語の文献を講読し、受講生とともに討論を行なう。受講者各自の修士論文構想や問題提起に沿った議論も実施する。
社会科 課題研究 (社会・公民) (48225100)	教育学 全 1-2人	選択 演習 通年	2014年度 後期～	修士論文を完成させるため、まず主題を決定し、それに関連する文献・資料を収集・読解し、それを順次レジュメなどにまとめて整理・検討しながら、論文本体の執筆を進めていくための指導・助言を担当教員が行なう。修論用の文献も共に講読する。
授業実践内容 開発の研究 (N2000006)	教職院 全 1-2人	必修 演習 半期	2016年度 後期～	教職大学院において、小中高校の「社会科」授業での活用を意識しつつ、第1期(2～5週)は「憲法」、第2期(6～9週)は「ジェンダー」、第3期(10～13週)は「生命倫理」をテーマに講じた。

### 1.3 そのほかの教育活動

①**卒論指導**:授業以外の教育活動としては、学部4年生を対象とした卒業研究(論文)指導がある。毎年度、平均して5～6名(多いときで9名)の卒論指導を担当してきた。社会科学が対象とする諸問題が共通してテーマになってはいるが、担当学生の問題関心は各自さまざまであるため、卒論内容も多岐にわたる。いずれのテーマの場合も、文献の引用の仕方(脚注の付け方)といった基本事項はもとより、取り扱う問題の社会的・歴史的な背景・文脈を解明すると共に、その問題に対して学生が自分なりの「解決策」を結論部で提示するように指導してきている。[⇒添付資料(2)吉岡ゼミ卒業論文集]

②**チューター指導など**:卒論指導学生(4年生)ならびに大学入門科目(1年生)に対する随時の／定期的な個別面談のほか、教員免許取得をめざす学生に対する教職チューター面談など。また、かつてのチューター担当学生に対する留学支援。[⇒添付資料(3)佐賀大学ラーニング・ポートフォリオ(教員コメント)]

## 2. 教育の理念

### 2.1 総論: 「公平・公正な社会づくり」の一助となりうるための「立憲主義的リテラシー」

#### (a) フェアな世の中を支える一員に

私は、学生さんたちに、それぞれの持ち場において「公平・公正な社会づくり」の一端を担うような生き方を追求してほしいと願っている。この「公平・公正な社会」とは、まじめに努力する者がちゃんと報いられ、なんらかの生活上の困難(生きづらさ)を抱える者たちにかれらを支える手が差し伸べられる世の中である。

\*「明日は我が身」:現在は恵まれた境遇にある者も、いつなんどきどんなきっかけで困難を背負うか分からない。現に困難を抱える人たち(マイノリティ)が救われる社会は、実は、今のところ満足な生活を送る者たち(マジョリティ)にとっても安心な社会といえるのである。

#### (b) 不当な人権侵害に声を上げること

法律学の授業を担当するなかで、さまざまな教育実践(講義・演習・論文指導など)を通して、私自身が学生さんたちに伝えたい一事は、詰まるところ「立憲主義的リテラシー」とでも呼ぶべき資質である。ここで提起する「立憲主義的リテラシー」とは、「私(たち)の自由・人権を不当に侵害したり制限したりするものを監視し、感受し、告発する批判的読解力と、そのための〈知〉」である。すなわち「自己と他者の自由・人権を、正当な理由もなく壊したり狭めたりするものにしっかりと気づき、それを見張り、それに抗して声を上げる」ために、そうした現状をしっかりと捉え、その原因や背景をも見きわめて、当の問題状況の批判や改善につなげていける能力である。

\* **立憲主義とは?** :もともと「立憲主義」とは、合法的に暴力(強制権力)を独占する国家(政府などの公的機関)が、その権限を濫用して我々の自由(人権)を侵害する事態に歯止めをかけるため、保護されるべき自由(人権)とそれを国家に侵害させない仕組み(権力分立など)を「憲法」に書き込み、この「憲法」を国家に対してきつく守らせる思想や制度をいう。

## 2. 2 各論:他者の痛みに関心し、不当な扱いに抵抗し、法を使いこなす力

上述した「立憲主義的リテラシー」をさらに敷衍するかたちで、学生さんたちに会得してほしい資質や態度を要略するならば、以下の3点にまとめられよう。

- ①**他者の痛みに関心する力**:なんらかの事情で一貧困や障害、出自や国籍、性別などの属性、あるいはそれらに対する偏見や差別などによって一苦痛を抱えている者たちの、その「しんどい」と訴える(声)―もしくは声を上げることすらできずに身を縮めている窮状―に気づき、**その他者の「生きづらさ」を分かろうと努め、当の状況を生みだしている原因が何であるかを探り、それを取り除こうとする姿勢**である。
- ②**不正な扱いに抵抗する力**:上記のような他者の「生きづらさ」についても、そして他ならぬ自分自身が我が身に受けている「生きづらさ」に関しても、それが社会の仕組み(構造・制度)や、政府(権力者)の怠慢などによって引き起こされている場合には、**その不当な状態をけつて見過ごさず／泣き寝入りしないで、敢然と「まちがいだ！」と怒りの声を上げる勇気**が望まれる。
- ③**道具的に法を活用する力**:不正に対抗する際に、憲法や法律が、有効な対抗手段(「武器」)を提供しうることがある。どのような法が、われわれの人権や利益を守るためにどのような手立てを用意してくれているのかを、私自身も講義等を通じて可能なかぎり学生さんに伝えていきたい。「法のために社会(人間)がある」のでは無く、まったく逆に「社会(人間)のためにこそ法がある」のだから、法を絶対視するのでは無く、むしろ、**自由で平和な社会(基本的に自分の希望に沿って暮らせる穏やかな生活)を実現する手段・道具として、法を使いこなす構えこそが肝要**である。

\* **権力者／多数者は「不信に値する」** :他面で、当の法律自体が、人権侵害に加担してしまう事例も少なくない。したがって、法律を文字どおり金科玉条のごとく有り難がる態度は明らかに有害だ。むしろ、法律そのもの―さらにはそれを制定・運用している政府―に対しても懐疑のまなざしを差し向ける姿勢も必要である。加えて、いわゆる民主主義国にあっては、その政府(政権与党)を下支えしているのは世の中の多数者(マジョリティ)であり、多数者とは結局「われわれ」のことである。だから、もしかしたら私たち自身が他者の人権を侵害しているかも知れないことへの恐れ(警戒心)、つまりは「われわれ、自身への不信感もつねに手放さずにいたいところである。

## 3. 教育の方法

私の担当する授業形態は、おもに講義ならびに演習であり、両者間にいくらかの差異はあるが、いずれにおいても、学生さんにさまざまな立場・視点から問題を眺め、考慮すべき論点にできるだけ公平に目配りすること、すなわち「**悩み所で悩みつつ多角的に思考すること**」をうながすように授業方法を工夫している点では共通している。

### 3. 1 講義科目について

- ①**人権保障・他者理解・法の活用を基軸としたテーマ(単元)設定**:先述の教育理念を念頭に、講義科目においては「人権への考慮」「他者への共感」「法の使いこなし」が中心主題となるようなトピックを選ぶように意識している。[⇒添付資料(1)オンラインシラバス／上述「1. 1 学部生向けの授業」一覧表の概要]

\* 問題の「割り切れなさ」に踏みとどまること: 授業で取り扱うテーマは、生命倫理や戦争認識、立場によって見解が異なる社会的諸問題など、いずれも一義的な「正答」を見出すことが困難な「割り切れない」問題が多い。従って、講義で重視しているのは、賛成・反対いずれか特定の立場(見解)に与して「結論」を出すことでは無く、多角的に思考すること—それを可能にする資料等の提示を行なうこと—を優先し、それぞれの立場を取るときに、だれかが虐げられないか(割を食わされないか)を考量することを怠らないこと。多数者(多数意見)の権力性・暴力性と、それによって侵害される人たち(少数者)の権利・利益を常に意識化しようとする「人権(侵害)への感受力」を修得・錬磨すること、である。

②詳細な講義資料(レジュメ)の提供: 授業資料としてはやや大部にはなるかもしれないが、各単元(各テーマ)に関連する論著・記事などから管見のかぎり、当該テーマを多角的に考察しうる多様な論述を収集し、かつ、随時に内容を最新化(アップデート)したうえで、講義レジュメとして配布するように努めている。[⇒添付資料(4)授業資料例[1]「現代欧米の法と政治Ⅱ」[a]講義レジュメ]

③学生レポートに対する応答: 講義では前述の「悩み所で悩みつつ多角的に思考する」よう努められているかを評価基準とすることを明示したうえで、講義内で取り上げたトピックについて、自分なりに自由に論述してもらったレポートを課題として提出してもらい、次回以降の講義で、レポートのいくつかを取り上げつつ講評(リプライ)を行なっている。[⇒添付資料(4)授業資料例[1]「現代欧米の法と政治Ⅱ」[b]課題レポート用紙]

④映像資料の活用: 関連する映像資料を講義内で上映し、より具体的なイメージをもって当該テーマに接近する機会を積極的に設けている。ただ、感想レポートなどを読むかぎり、映像資料による印象づけの効果は小さくないと思われ、それだけに一方向に思考を誘導するような結果にならないように、当の映像資料自体が多角的な視点を提供するように、講義で使用する映像資料の選定には神経を使っている。[⇒添付資料(4)授業資料例[1]「現代欧米の法と政治Ⅱ」[a]講義レジュメ(映像資料についての説明)]

### 3.2 演習科目について

①社会的問題をめぐるディスカッション: 演習(ゼミナール)では、おもに(法)社会学のテキストを使用し、現代社会のさまざまな問題・事象を論題としながら、担当学生による内容報告と問題提起、参加者全員による相互討論という構成(流れ)で実施している。[⇒添付資料(1)オンラインシラバス/上述「1.1 学部生向けの授業」一覧表の概要]

②「新聞を読む」ゼミ: 2016年度から、より社会現実に即応したテーマを討議するとともに、学生さんたちの社会的関心を高める(新聞を読む習慣を身に付けてもらう)ことを目標として、新聞を素材としたゼミナールを実施している。また、自学課題として、1週間の新聞各紙から一個ないしは複数の記事をピックアップし、内容を要約しつつ批評するレポートを課し、それに対してはコメントを付して返却した。[⇒添付資料(5)授業資料例[2]「法学演習Ⅰ、Ⅱ」[a]「新聞を読む」ゼミ(講義の進め方/課題レポート用紙)]

③多角的思考と他者への傾聴: ゼミにおける討論の意義は、みずから「語る」能力(プレゼンテーション力)の涵養も無論ではあるが、むしろ他人の意見を「聴く」能力—他者の言葉に感受・感応するセンシビリティ—の向上にこそ存すると私は考えている。他の学友が発した「自分では思いも寄らない、意見に触れることは、ゼミの場の議論をさらに活性化(攪拌)すると共に、ごく身近なところにもある考え方(価値観)の多様性を気づかせてくれる。2017年度には、発信とともに傾聴を評価基準に組み込んだ「ルーブリック評価」を行なう予定であり、すでに「評価表」を試作済みである。[⇒添付資料(5)授業資料例[2]「法学演習Ⅰ、Ⅱ」[b]ルーブリック評価表]

### 3.3 その他の実践

①学生への調査支援: 全学教養インターフェイス科目「男女共同参画とジェンダー」では、講義とグループ討議、グループによる調査研究発表を組み合わせた講義を行なっているが、グループ調査については、調査の途次

において「困っている点／分からない点」などをレポート提出してもらい、それにコメント文を付して返却して、双方向でのやりとりの機会を設けた。[⇒添付資料(6)授業資料例[3]「男女共同参画とジェンダー」[a]講義の進め方に関する配布プリント／[b]グループ調査研究の「途中経過」に対するコメント／[c]グループ調査研究の例]

②**合同ゼミ視察旅行**: 上記「法学演習」の発展授業として、同学部内の「日本近現代史演習」(担当・鬼嶋淳先生)と合同ゼミ視察旅行を行なった。歴史的視角(日本近現代史)と現代的視角(法学)の双方から切り込めるような共通のテーマを設定し、それに関連(ゆかり)のある土地・遺跡へ、大学所有のバス等を利用して、日帰り／1泊2日で視察旅行に出かけ、その後に総括(振り返り)の合同ゼミを実施している。[⇒添付資料(5)授業資料例[2]「法学演習Ⅰ、Ⅱ」[c]合同ゼミ視察旅行「旅程表」]

日程	合同ゼミのテーマ⇒視察先
2013年 11月30日	<敗戦後の引揚げ中に性暴行等により妊娠した女性に対して行なわれた強制堕胎>⇒田川石炭博物館、二日市療養所、聖福寺、博多港引き揚げ記念碑、ふくふくプラザ(引揚げ資料室)
2014年 11月29-30日	<炭坑をめぐる:戦時中の朝鮮人強制労働、奄美からの出稼ぎ炭坑夫への差別、三池闘争(戦後の労使紛争)>⇒大牟田石炭産業科学館、大牟田近代化遺産(空襲戦跡、三池炭坑など)、万田坑
2015年 11月28-29日	<権力に翻弄される「生」:水俣病、特攻隊>⇒水俣市立「水俣病資料館」、水俣病センター相思社「水俣病歴史考証館」、知覧特攻記念館、万世特攻平和記念館
2016年 11月19日	<ポスト戦後70年:改めて日本の植民地支配・アジア太平洋戦争を考える>⇒筑前町立大刀洗平和記念館、田川市炭坑朝鮮人強制連行・労働関連史跡(田川人権センター)

#### 4. 教育を改善するための努力

##### 4.1 他の同僚教員と協働で行なっていること

①**同僚教員との授業改善をめぐる協議・試行**: 同僚教員とのあいだでは折々に、おたがいの授業内容・方法や受講生の様子などについて情報交換し、授業改善の方法やカリキュラムの在り方について率直に意見を交わしている。上記(3.3②)の合同ゼミ視察旅行や、他教員の論文指導担当学生たちとの「合同卒論中間報告会」などは、そうした改善努力の一環である。[⇒添付資料(7)合同ゼミ「卒論中間報告会」プログラム]

②**「国際文化学」の定期づけとテキスト刊行**: かねてより「国際文化学部・課程」と称する学部等が全国各地の大学に存在し、「日本国際文化学会」創設からも一定期間が経過していたが、それまで「そもそも国際文化学とはいかなる学問であるか?」という確たる定義はなされておらず、国際文化学を学ぶ教科書的テキストも少なかった。こうした状況下で、昨年度までの所属先である「文化教育学部・国際文化課程・欧米文化選修」では、文科省予算による教育プログラム「鍋島ルネサンス」が対策され、下記の取組みを行なった。

[a] 日本国際文化学会における「国際文化学」(インターカルチュラル・スタディーズ)の学問的性格(定義)の検討作業への参与。[⇒添付資料(8)「国際文化学」の定義に関する学会報告レジュメ]

[b] 「国際文化学」のテキストを文化教育学部研究叢書として3冊(『ヨーロッパ文化とく日本>——モデルネの国際文化学』2006年、『歴史と虚構[イストワール]のなかの(ヨーロッパ)——国際文化学のドラマツルギー』2007年、『臨床知と徴候知』2012年)刊行した(後2者では編集も担当)。

##### 4.2 個人として行なっていること

① 講義レジュメ内容の不断の見直し(ブラッシュアップ)。

② 学生授業評価アンケートに対する授業改善報告書(コメント)の提出。

## 5. 教育の成果・評価

### 5.1 卒業論文・レポート

①**レポート**:前記のように講義では「悩み所で悩みつつ多角的に思考する、姿勢を身に付けてもらいたいと考えているところだが、授業に関する感想レポート等を見るところでは、講義内で新たな「気づき」を得て、より広角な視野(パースペクティブ)で問題を捉えはじめてくれる学生さんも存する。[⇒添付資料(4)授業資料例 [1]「現代欧米の法と政治Ⅱ」[b]課題レポート用紙(学生が提出したレポート例)]

②**卒業論文**:講義・演習の受講をきっかけとして問題関心を抱き、それを卒業研究(卒論)のテーマとして調査・執筆に取り組むため毎年度、私を論文指導教員(主査)として希望してくれる学生さんが一定数おり、各自がそれぞれのテーマのなかで「人権」や「公正さ」について、具体的には、貧困や雇用の劣悪化、ジェンダー規範、外国人差別などによる「他者の生きづらさ」を考究する力作を仕上げている。[⇒添付資料(2)吉岡ゼミ卒業論文集(各年度の論文指導担当学生用の「卒業論文集」の目次ならびに吉岡執筆「あとがき」の抜粋)]

テーマ分類	卒論タイトル(2014~16年度)
ジェンダー・ 家族・性	■「子育てマンガ」にみる親と子の可能性—時に天才、時におバカなキャラを描く—(‘14) ■専業主婦というリスク—佐大生カップル・インタビューを素材に—(‘14) ■里親制度を考える—家族の多様性への気づきをめざして—(‘15) ■日本のLGBT教育を考える—国際比較を通して—(‘15) ■“見栄”としての結婚—非婚化・晩婚化:彼女たちは、しないのか、できないのか?—(‘15) ■スポーツ・メディア・ジェンダー—新聞・テレビへの「独立宣言」—(‘15) ■春画と「笑い」(‘16) ■テレビCMとジェンダー(‘16)
戦争・軍隊 抵抗	■組織への服従に抗して—ミルグラム心理学実験を糸口として—(‘14) ■韓国の徴兵制—社会の(不)公平性を問う視角から—(‘14) ■社会にアクションを起こす—1960年の安保闘争と2015年のSEALDsの比較から—(‘15) ■虚構としての「国民の負託」を超えて—隊員の〈声〉と憲法9条から自衛隊に託すものを考える—(‘16)
経済・企業 労働・貧困	■「シニョーカツ」を考える(‘16) ■人間の商品化—外国人研修・実習生、派遣、ブラック企業に見る労働者の使い捨て—(‘16) ■ポグゲのグローバル正義論—世界的貧困の解決に向けて—(‘16)
文化	■外国にルーツを持つ子どもたちが散在する地域における多文化教育の課題と展望(‘14) ■少女時代:Into The New World—K-POPの世界戦略をめぐって—(‘14) ■「お笑い」文化論—テレビ的な「分かりやすさ」に抗して—(‘14) ■若者世代の人間関係からみる「主観的な自分」の重要性—「他者からの評価/視線の網の目」をぐり抜けるために—(‘15) ■異文化に開かれた“おもてなし”—観光立国政策と「日本人=集団主義」論の検討にもとづいて—(‘15)

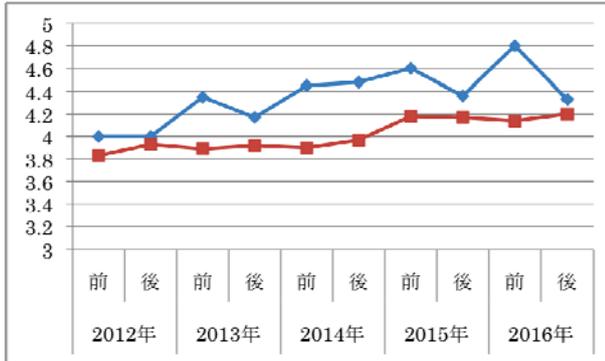
### 5.2 学生授業評価アンケート

毎学期末に私の授業を聴いた受講生に回答してもらった「学生授業評価アンケート」を見るかぎりでは、私の授業を契機として問題関心や学習意欲を高めてくれたことが窺い知られると共に、とりわけ私が力を入れて作成している講義レジュメについては比較的の高い評価を得られているものと自負する。

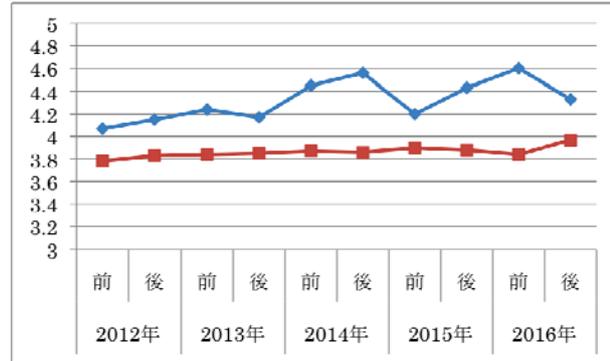
◎次表は、吉岡担当の「現代欧米の法と政治Ⅰ・Ⅱ」に対する「学生授業評価アンケート」の過去5ヶ年度(2012~2016年度前後期)から、下記3項目を抽出し、大学全体平均とも比較しつつ経年追跡したものである。

上:吉岡	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度	
下:全体	前期	後期								
関心度	4.00	4.00	4.35	4.17	4.45	4.48	4.60	4.36	4.80	4.33
	3.83	3.93	3.89	3.92	3.90	3.97	4.18	4.17	4.14	4.20
レジュメ	4.07	4.15	4.24	4.17	4.45	4.56	4.20	4.43	4.60	4.33
	3.78	3.83	3.84	3.85	3.87	3.86	3.90	3.88	3.84	3.97
満足度	3.96	3.85	4.29	4.50	4.30	4.41	4.51	4.43	4.60	4.30
	3.86	3.94	3.95	3.97	3.97	4.00	4.12	4.13	4.07	4.14

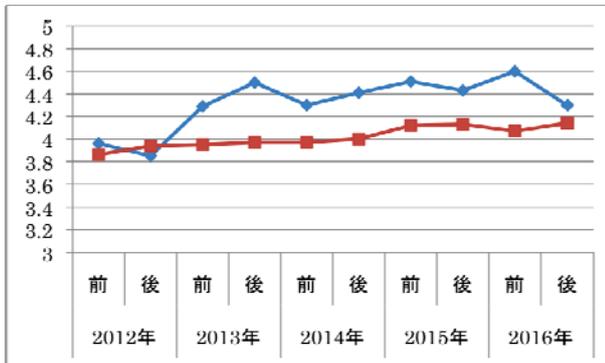
関心度	2014年度まで:「この科目を受講してみて、内容への興味が増してきた」。 2015年度から:「教員の授業に対する意欲や熱意が感じられましたか」。
レジュメ	教材(教科書、配布資料)は、わかりやすかった/授業の理解に役立ちましたか。
満足度	この授業を受講して満足が得られた/この授業は全体として満足できるものでしたか。



学生授業評価アンケート「関心度」



同「レジュメ」



同「満足度」



合同ゼミ視察旅行(2013年11月30日)

(二日市療養所跡:強制墮胎児を追悼する「仁」の石碑)

### 5.3 地域社会に対する働きかけ

私の教育理念「『公平・公正な社会づくり』に参画するための『立憲主義的リテラシー』」を、若い学生たちばかりにとどまらず、地域の市民にもより広く呼びかけるために、下表のような社会貢献・社会教育の活動にも取り組んできた。こうした活動は、大学での授業実践を学外へ拡張する営みであったと同時に、そこでの—それぞれの現場での—市民との対話を通して、みずからの研究・教育活動に新たな刺激と示唆を与えられる経験でもあった。

[⇒添付資料(9)社会貢献活動一覧]

講座講師など	大学主催公開講座(17件)、市民講座等(82件)、教育支援[教員免許更新講習、附属学校対象講話等](16件)。市民講座で話したテーマのうちの多くは、憲法9条、裁判員制度、男女共同参画(ジェンダー)、性的少数者(LGBT)などである。
新聞寄稿など	新聞への寄稿・コメントなどで、その主たるテーマは、憲法と人権、ジェンダー、戦争など。
講評寄稿など	自治体が発行する「人権・同和」や「男女共同参画」に関する市民意識調査の結果に対する講評文、ならびに、佐賀県男女共同参画センター(アバンセ)の客員研究員時の調査研究

\*件数は、佐賀大学赴任後(2004年度以降)の通算。

## 6. 今後の目標

### 6.1 短期的な目標

①**社会科教育への対応**:先記(1. 1)のとおり、今年度(2016年度)より所属部局が、教員養成に特化した教育学部に再編され、学校教育の社会科(公民)の担当となった。基軸となる教育方針(理念)に変更は無いが、具体的な授業内容については、なるべく速やかに社会科(公民科)教育への対応を進めていきたいと考えている。

②**授業内容の充実化**:上記①とも関連するが、講義内容にも新たな内容(テーマ)を加えるように努めたい。たとえば、[a]18歳選挙権の導入にともない注目されつつある「主権者教育」(民主主義の本義)、[b]学校教育における「道徳の教科化」(それ自体の是非は別途に議論すべきだが)にともない検討されている応用倫理的(確実な正答の無い)テーマの設定やその扱い方、さらに、[c]教員(あるいはそれ以外の就職先)をめざす学生自身が、さらにはかれらが教師として接する子どもたちが「みずからの人権をみずから守ることを学ぶ」トピックとして「労働法・労働権(ワーク・ルール)」などについて、講義テーマに追加していきたい。

### 6.2 長期的な目標

①**夜学をつくる[1]社会人教育・生涯教育の発展のために**:既述(5. 3)のように大学教育を地域社会の市民に向けても拡張していくことが重要だと考えているが、こちらが地域へ赴いて話をする出前型のみならず、市民のほうから大学へ出向いてもらうべく「開かれた大学」を実現するなかで、「社会人教育」「生涯教育」を強化させることを構想している。そのためには、学内公開講座の充実はもとより、将来的には「夜学(夜間学部)」の開設も視野に入れるべきであろう。現状の公開講座等は、おもに中高年世代の学びの場となっており、それ自体の意義は少なくないが、しかし「固定客」ばかりで拡がりを欠き、一定の社会経験にもとづいて「学び直し」へのニーズがあるはずの「子育て・働き盛り世代」には敷居の高いものになってしまっている。少子化にともない学生数の減少が確実な中で、「社会人教育」「生涯教育」に注力することは大学経営にも資するばかりか、実地の社会経験を踏まえた〈知〉が外部(社会)から大学にもたらされることは、大学の教育研究を鍛え上げる糧になるであろう。

②**夜学をつくる[2]私の教育(理念)との関連性**:こうした「夜学」構想と私自身の教育方針との関わりを考えれば、上記の教育理念「『公平・公正な社会』の形成に向けた『立憲主義的リテラシー』」を、現に社会を担っている中心的世代に対して講ずる機会が得られるとともに、その難しさ・厳しさをも身をもって知っている同世代との議論を通じて、より現実的・実践的な課題とその解法が見出され、いわゆる現役の若い学生たちもおおいに触発・啓発されるだろうと期待するものである。

## 7. 添付資料

- (1) オンラインシラバス
- (2) 吉岡ゼミ卒業論文集(各年度の論文指導担当学生用の「卒業論文集」の目次ならびに吉岡執筆「あとがき」)
- (3) 佐賀大学ラーニング・ポートフォリオ(教員コメント)
- (4) 授業資料例[1]「現代欧米の法と政治Ⅱ」
  - [a] 講義レジュメ(一単元分:「妊娠中絶を考える」)
  - [b] 課題レポート用紙
- (5) 授業資料例[2]「法学演習Ⅰ、Ⅱ」
  - [a] 「新聞を読む」ゼミ(講義の進め方／課題レポート用紙)
  - [b] ルーブリック評価表[2017年度試行用]
  - [c] 合同ゼミ視察旅行「旅程表」
- (6) 授業資料例[3]「男女共同参画とジェンダー」
  - [a] 講義の進め方(グループ調査研究の方法等)に関する配布プリント
  - [b] グループ調査研究の「途中経過」に対するコメント
  - [c] グループ調査研究の例
- (7) 合同ゼミ「卒論中間報告会」プログラム
- (8) 「国際文化学」の定義に関する学会報告レジュメ  
吉岡剛彦「佐賀大発の国際文化学の試み——ヨーロッパ近代の問い直しから、周縁学(鍋島ルネッサンス)へ」日本国際文化学会全国大会「国際文化学教育のテキスト——現状と課題」(名桜大学、2011年07月02日)
- (9) 社会貢献活動一覧(学内公開講座、学外市民講座、学校教員研修など)